

# 千葉市建設局競争入札等参加資格審査会運営要領

## 第1 趣旨

この要領は、千葉市建設局競争入札等参加資格審査会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、WTO審査会及び審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 審査会

### 1 一般競争入札

#### (1) 開催日

審査会の定例開催日は、毎月第2及び第4水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直近日で委員長の定める日）とする。ただし、臨時で開催することを妨げない。

### 2 指名競争入札

#### (1) 開催日

指名競争入札に係る審査会の開催日は、一般競争入札に係る開催日と同日とする。

#### (2) 業者選定

ア 業者選定に当たっては、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定により選定するものとし、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (ア) 経営及び信用の状況
- (イ) 契約に関し不誠実な行為の有無
- (ウ) 手持ち業務委託等の状況
- (エ) 業務内容の技術的適性
- (オ) 当該業務に関する実績
- (カ) その他執行に必要な事項

イ 業者選定に当たっては、市内業者育成の観点から市内業者を特に考慮するものとする。ただし、その業務内容が技術的難度の高い場合等市内業者で受注することが困難な場合においては、市内に支店又は営業所を有する準市内業者及び市外業者を選定できるものとする。

ウ 指名業者選定業者数及び適用の範囲については、「千葉市建設工事等指名業者選定基準」（平成6年4月1日施行。財政局資産経営部契約課制定）に準ずるものとする。

エ 指名停止の取扱については、「千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」（昭和60年8月1日施行。財政局資産経営部契約課制定）または「千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領」（昭和60年8月1日施行。財政局資産経営部契約課制定）によるものとする。

#### (3) 業者選定の特例

次に掲げる事項に該当する業務の契約委託等を実施するため特に必要と認める場合は、前号の規定にかかわらず、千葉市入札参加資格者名簿に記載されていない業者を選定することができるものとする。

ア 特殊な技能技術を必要とする業務委託等

イ 特殊な機器設備と密接な関係のある業務委託等

### 3 随意契約

#### (1) 開催日

随意契約に係る審査会の開催日は、一般競争入札に係る開催日と同日とする。

#### (2) 業者選定

業者選定に当たっては、前項第2号の規定を準用する。

#### (3) 業者選定の特例

業者選定の特例に当たっては、前項第3号の規定を準用する。

### 第3 審査資料

会議に付する議案資料は、建設総務課において必要部数を作成し、委員に配付するものとし、会議終了後直ちに回収するものとする。

#### 附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 千葉県建設局指名業者選定審査会運営要領(平成9年8月1日施行)は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。